

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	13	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>重業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	産業競争力強化法（仮称）の認定を受けた事業の分離・経営資源統合を促進するための税制措置の創設		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>産業競争力強化法（仮称）の認定を受けて、事業部門の分離・統合により設立される統合会社の成長に必要な資金の負担を担う出資会社について、その財務負担を軽減する措置を講ずる。</p>		
〔関係条文〕	〔地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号〕		
減収見込額	[初年度] 精査中 ( - )	[平年度] 精査中 ( - )	(単位：百万円)
要望理由	<p>自事業部門の分離・他事業部門との統合など、大胆な事業再編を行う企業の背中を押すための思い切った税制措置を講ずることで、潜在力ある事業を成長事業に転換するとともに、グローバル競争の勝ち抜きに向けた企業競争力の強化を実現し、我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>平成25年6月「日本再興戦略」P27</p> <p>「1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）」</p> <p>④事業再編・事業組替の促進</p> <p>○収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進</p> <p>思い切った投資によるイノベーションを可能とするよう、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編（スピンオフ・カーブアウトを含む。）を強力に促進し、こうした事業再編を推進する企業に対する税制措置を金融支援などの支援策を検討し、必要な措置を講ずる。一方で、その実施状況を厳しく検証する。</p> <p>⑤グローバルトップ企業を目指した海外展開促進</p> <p>○海外M&amp;A・海外展開の促進</p> <p>グローバルトップ企業への成長のための金融措置等の支援措置の創設について、本年8月末までに検討を進め、結論を得た上で、法制上の措置等必要な措置を講ずる。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	政策の達成目標	我が国企業における潜在力ある事業の成長事業化、グローバル競争力強化の進展 産業競争力強化法（仮称）における計画認定指標により、生産性の向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	産業競争力強化法（仮称）の施行日～平成 29 年 3 月 31 日
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>自社事業部門の分離・他社事業部門との統合を通じた潜在力ある事業の成長事業化・国際競争力強化に向けた企業の意欲は顕著であるものの、分離・統合を行う企業には、再編に当たって大きな財務負担が発生するため、再編の障害の一つとなっている。従って、政策目標達成のためには、事業部門の分離・統合を行う企業に対して課税負担の軽減措置を講ずることが適切である。</p> <p>また、本措置は、一定の基準を満たす事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限って認められるものであり、政策手段としての的確である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(新設要望)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(新設要望)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>(新設要望)</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(新設要望)</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>(新設要望)</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>